

e-Gov 法令検索サイトを利用した 簡便な租税法令参照システムと その基本機能の法令分析への応用

—「租税法令参照パレット4・5」と二つのPythonアプリ—

関 本 大 樹

はじめに

1 租税法令参照パレット4・5の概要

- (1) 法令検索サイトの弱点について
- (2) 「法令標準XMLスキーマ」について
- (3) 法令検索サイト用「法令API」について
- (4) 租税法令参照パレット4・5の改良ポイント
- (5) 租税法令参照パレット4・5の開発支援環境等
- (6) 租税法令参照パレット4・5の一般公開

2 租税法令参照パレット4・5の機能面の特徴

- (1) 簡便性や使い易さを目指したデザイン
- (2) 出力対象の柔軟な指定方法
- (3) 即応性を目指したデータベース・アクセス方法
- (4) 出力結果の見読性の向上と柔軟な取扱いを目指した出力方法
- (5) 他の法律分野への応用

3 租税法令参照パレット4・5の基本機能の応用例

- (1) 条項単位の法文一括抽出処理
- (2) 政令委任規定とその受任規定との突合処理
- (3) 形態素解析を用いた租税法令用語等の抽出処理

おわりに

【別表1】 国税徴収法に係る突合結果

【別表2】 抽出された租税法令用語等（抜粋）

【別表3】 除外された用語等（抜粋）

【資料1】 政令委任規定の突合に用いたPythonアプリ

【資料2】 租税法令用語等の抽出に用いたPythonアプリ

はじめに

平成29年(2017年)6月に「e-Gov 法令検索」サイト⁽¹⁾(以下、単に「法令検索サイト」という。)から現行法令のほとんどの条文データについてXML形式データ⁽²⁾として取得できるようになったこと⁽³⁾は、我が国の法令情報の利用環境にとって画期的な出来事であったと思われるが、それから既に4年ほどが経過し、昨年(2020年)11月には、大幅なリニューアルも行われ、法令検索サイトには種々の改良が加えられている⁽⁴⁾。

筆者は、上記のXML形式によるデータ提供の目的が、そもそも「国民の様々なニーズに合わせた民間でのアプリの開発・提供」を充実させるためのものであること⁽⁵⁾に鑑み、筆者の研究対象である国税に係る主要な租税関係法令に特化した「租税法令参照パレット」という簡便な条文検索用アプリを平成30年(2018年)ごろから開発してきた⁽⁶⁾。今般、上記法

-
- (1) 総務省行政管理局が整備・運営している「電子政府の総合窓口(e-Govポータル)」(<https://www.e-gov.go.jp/>)から当該サイトのサブページ(<https://elaws.e-gov.go.jp/>)にアクセスすることができる。
 - (2) ここで「XML形式」とは、元の文書に対して、当該文書の構造や内容が機械でも判読可能なように目印となる「タグ」と呼ばれる情報を付加した形式をいう。なお、ホームページの作成を目的として作られたHTML形式に似ているが、それに比べて、いろいろな分野の文書にも柔軟に対応可能な仕組みが採用されている。
 - (3) 総務省「法令データベース『e-Gov法令検索』のリニューアル公開」(2017年) https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000059.html (令和3年1月29日現在) 参照。
 - (4) 例えば、以前は、特定データサイズを超える法令(租税法令の例としては、所得税法や租税特別措置法など)については、アプリによる法令データ全体の一括取得の対象外とされていたが、リニューアルにより取得が可能になった。また、法令の参照画面についても、以前は単一フレームのシンプルなものであったが、リニューアル後は、別フレームに表示された当該法令の目次から表示対象条文を選択して、表示用のフレームに抽出表示できるように改善された。
 - (5) 総務省「e-Gov法令検索(e-LAWSの法令データ)の公開」(2017年) https://www.soumu.go.jp/main_content/000492195.pdf (令和3年1月29日現在) 4頁参照。
 - (6) 当該アプリ開発に関連して租税法令間の条文の参照関係をパソコンにより自動分析した結果については、拙稿「租税法令の自動機械処理に関する一つの試みーハッシュ法に基づく条項名の実用的な抽出方法について」久留米大

令検索サイトのリニューアルに伴って、当該アプリについても改修の必要性が生じたため、併せて改良を行い、ほぼ完成形に至ったことから、本稿において当該アプリ「租税法令参照パレット4・5」（以下、適宜「本アプリ」という。なお、本アプリは、条文データを必要に応じて随時同サイトに照会する「租税法令参照パレット4」と条文データについても事前に取得する「租税法令参照パレット5」の二つのバージョンで構成されているが、以下、前者を「パレット4」と後者を「パレット5」という。）について、その概要や特徴について紹介し、読者の参考に供することとした次第である。

また、本稿では、本アプリ自体の直接的な応用例ではないものの、本アプリの基本機能を応用することにより、租税法令の自動機械処理システムの簡単なプロトタイプを、昨今、人工知能の開発などに利用されているプログラム言語「Python」を用いて試作してみたので、併せて紹介することとしたい。具体的には、①租税法令における政令委任規定と受任規定の突合処理アプリ、そして、②租税法令用語等の抽出のための形態素解析処理アプリの二つである。

1 租税法令参照パレット4・5の概要

この章では、本アプリの具体的な機能について説明する前置きとして、本アプリの開発に至った背景について触れたのち、本アプリの開発全般に関連した事項について概説しておくこととしたい。

（1）法令検索サイトの弱点について

なぜ本アプリが必要なのか、読者にご理解頂くために、法令検索サイトを利用する上でのいくつかの弱点について簡単に紹介して置きたい。

イ 簡便性・応答性の低さ

法令検索サイトにおいては、上記「はじめに」で述べたように、サイト運営側では、情報インフラとしてのデータベースの整備を基本として、法令情報の参照手段については最低限のものを提供して、それ以上の応用は、民間の創意工夫にまかせるという考え方が採用されているといえよう。そのため、参照手段は、汎用的ではあるものの、やや大味なものであり、例えば、特定の条文を個別に直接参照するため手段は、提供されていない⁽⁷⁾。つまり、特定の法令の個々の条文を参照したい場合でも、法令データ全体を読み込む必要があるため、例えば、法令データのサイズが最大級である租税特別措置法（本稿執筆時点で条文数615条）をその URL (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC0000000026>) によって直接呼び出したとしても、個別の条文が参照できるようになるまでそれなりに高速なデスクトップ・パソコンでも10秒前後が必要である⁽⁸⁾。また、その場合、表示された後の動作についても、例えば、表示ウィンドウのサイズを変更する際の動作も、法令全体を再表示する必要があるためか、大変緩慢である。したがって、提供されている参照手段は、特に大きな法令の場合には、個々の条文を迅速かつ簡便に確認するような用途には不向きであるといえよう。

ロ 見読性の低さ

特に筆者が研究の対象としている租税関連法令の条文では、括弧書きやただし書、用語の定義や適用要件の場合分けなどが多用され、大変読みにくいのが常である。そのため、市販されている租税関係法令集でも、例えば、括弧書き部分を小文字化して表記するなどして、括弧書き部分を読み飛ばし易く工夫しているようなものもある。さらに、パソコン等のディスプレイでは、一般にカラー表示が可能であり、当該機能を活用すれば、法

(7) ただし、法令データを全て読み込んだのち、特定の条文のみを選択的に表示するための仕組みは採用されている。

(8) なお、所要時間については、使用するブラウザや通信環境などの使用環境による影響も大きい。特に、通信環境を共用しているような場合には、極端に応答が遅くなる場合が見受けられる。

文をより読み易くすることが可能である。しかし、法令検索サイトの公的リファレンスとしての性格からと考えられるが、表示される法文に対しては、何らの加工や編集も行われていない。

ハ 条文の前後関係の情報の欠如

やや技術的なポイントであるが、法令検索サイトでは、ある条文の前後にどのような条文があるのかについて、データベースの登録項目としては管理されていない。これは、各法令については一括して全条文が参照されることが前提とされているためであると考えられる。確かに、全条文が把握されていれば、その前後関係は、容易に把握することが可能であるからである。しかし、上記イで触れたような応答性の低さに対する対応策として、パレット4で採用したように、当該法令の全条文についてはダウンロードせず、個別の条文ごとにデータベースを参照することとした場合には、問題となる場合がある⁽⁹⁾。そのため、後述のとおり、本アプリでは、検索対象となる各租税関連法令の全ての条文について、予め相互の前後関係を把握しておき、データ化しておくこととした。

(2) 「法令標準 XML スキーマ」について

この法令標準 XML スキーマは、例えていえば、法令検索サイトで扱う法令データがどのように整理されているのかを表す詳細な設計図のようなものである。前述したように、当該法令データは、XML 形式で記述されているが、当該スキーマによって、もともとの法令データのどのような部分にどのようなタグ⁽¹⁰⁾が付けられているのかが詳細に規定されてい

(9) 例えば、ある条文の次の条番号については、枝番付の条番号があり得ることから、その特定は単純にはできない。そのため、この点に関する対応方法としては、近傍に存在している可能性のある枝番付の条番号を適宜生成して、その有無を順次法令検索サイトに確認する方法が考えられる。ちなみに、当該特定方法について並列処理を行うことによって、どの程度効率化できるか試行してみた効果については、拙稿「e-Gov 法令検索サイトにおける個別条文アクセス処理の並列化について」久留米大学コンピュータジャーナル第35巻(2020年)37頁(令和3年6月13日現在) https://kurume.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1384参照。

(10) 前掲注2参照。

る⁽¹¹⁾。例えば、所得税法1条《趣旨》は、図1「所得税法1条（原文）」のような条文であるが、その照会結果をXML形式で表示すれば図2「所得税法1条照会結果（XML形式）」のようなテキスト・データになる。両図を比較すれば明らかなように、条文の特定部分を表すいろいろなタグ（「<」と「>」で囲まれた部分）が原文に付加されていること、そして、当該タグには「Article」や「Paragraph」のような参照用の名称（一般に「ラベル」と呼ばれる。）が付けられていること、さらに、タグ自体は表示対象とはならず、「<Sentence>」タグとそれに対応する終わりを示す「</Sentence>」タグの間に条文の本体が置かれていることが分かるであろう。また、条文の本体以外では特定のタグで囲まれた部分、具体的には、「<ArticleCaption>」と「</ArticleCaption>」の間の「（趣旨）」や「<ArticleTitle>」と「</ArticleTitle>」の間の「第一条」のみが表示対象になることなどが分かるであろう。

つまり、このように各法文データに付加されている上記のようなタグの情報をうまく用いることにより、当該データを種々の目的に沿って適切に区分・認識し、参照することが可能になるわけである。

（3）法令検索サイト用「法令 API」について

API（Application Programming Interface）とは、ソフトウェアやアプリケーション（応用システム）などの機能の一部を外部に向けて公開することにより、外部のプログラムがAPIを用いて当該ソフトウェア等を利用できるようにする仕組みである。なお、APIの利用方法には、いろ

（趣旨）

第一条 この法律は、所得税について、納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

図1 所得税法1条（原文）

(11) 具体的な法令標準XMLスキーマについては、https://elaws.e-gov.go.jp/file/XMLSchemaForJapaneseLaw_v3.pdf（令和3年6月13日現在）参照。

```

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<DataRoot>
  <Result>
    <Code>0</Code>
    <Message/>
  </Result>
  <AppData>
    <LawId/>
    <LawNum> 昭和四十年法律第三十三号 </LawNum>
    <Article> 第一条 </Article>
    <Paragraph/>
    <AppdxTable/>
    <LawContents>
      <Article Num="1">
        <ArticleCaption> (趣旨) </ArticleCaption>
        <ArticleTitle> 第一条 </ArticleTitle>
        <Paragraph Num="1">
          <ParagraphNum/>
          <ParagraphSentence>
            <Sentence> この法律は、所得税について、納税義務者、課税所得の範囲、
            税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びに
            その納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。 </
            Sentence>
          </ParagraphSentence>
        </Paragraph>
      </Article>
    </LawContents>
  </AppData>
</DataRoot>

```

図2 所得税法1条照会結果 (XML形式)

いろいろな方式があるが、法令検索サイトが公開している「法令 API」では、インターネット通信で一般的な通信規約である HTTP を用いる方法であり、外部のプログラムが同サイトに HTTP リクエストすることによって同サイトを利用することができる⁽¹²⁾。

現在提供されている法令 API は、次の4種類である：

①法令名一覧取得 API … 公布済み現行法令の法令 ID、名称、法令

(12) ここで「HTTP リクエスト」とは、端末からサイトに対してデータ送信要求をすることをいい、それに応えてサイトから端末に回答をデータ送信することを「HTTP レスポンス」という。なお、法令 API の詳細については、<https://elaws.e-gov.go.jp/apitop/> 参照。

番号及び公布年月日を取得

②更新法令一覧取得 API … 指定した日付に更新された法令の一覧を取得

③法令取得 API … 施行中の現行法令の全文を取得

④条文内容取得 API … 指定した条件（法令番号又は法令 ID と条名、項番号又は別表名）に合致する施行中の現行法令の内容を個々に取得

なお、本アプリでは、上記（1）のハで述べた各条文の前後関係の情報を事前に取得するために上記③を利用しており、それに加えてパレット4では、各条文の内容を改めて個別に取得するために上記④を利用し、パレット5では、条文の内容についても事前に一括して取得するため、上記③を利用している。

（4）租税法令参照パレット4・5の改良ポイント

上記「はじめに」で紹介したように筆者は、平成30年（2018年）ごろから租税法令参照パレットの開発を段階的に行ってきたが、これまでのバージョンでは、個別の条文のみを検索の対象としてきた。しかし、最新版である本アプリでは、同一の法令であれば、複数の条文をまとめて指定し、一括して表示できるように改良した。

その主な理由は、たとえ条番号（条名）を正確に思い出せないような場合であっても、何条付近というような指定が可能であることは多いため、そのような大雑把な指定を許容するためである。

（5）租税法令参照パレット4・5の開発支援環境等

イ 開発支援環境

やや技術的になるが、本アプリは、Windows フォーム・アプリと呼ばれるタイプのソフトウェアであり、Microsoft Windows 8.1ないし10上で動作する。なお、その開発支援環境としては、Microsoft 社が無償で提供している Visual Studio Community 2019を利用しており、また、開発用

言語としては、Visual Basic.NET を採用している。当該開発支援環境は、並列処理にも対応できる大変強力な動作チェックのためのデバッガが利用可能であるなど、大変優れたものであり、本アプリの開発を大変効率的に行うことができた主な理由といえよう。

□ 開発規模

本アプリは、次の三つのモジュールで構成されている：

- ① Windows フォーム「パレット」の定義モジュール「パレット.Designer.vb」（約560行）
- ② パレットの各ボタン等の処理に用いられる補足的な処理モジュール「パレット.vb」（約350行）
- ③ 取得対象条文の指定、法令検索サイトからの条文データの取得、取得した条文データの加工などの処理モジュール「主要処理ルーチン.vb」（約1110行）

なお、上記①の大部分は、Windows フォームデザイナーと呼ばれるフォーム作成ツールによって自動生成されるコードである。

（6）租税法令参照パレット4・5の一般公開

租税法令参照パレット4・5は、以前のバージョンのアプリと同様に、フリーソフトやシェアウェアなどのソフトライブラリである「Vector」（<https://www.vector.co.jp/>）にフリーソフトとして登録して一般に公開している（<https://www.vector.co.jp/soft/winnt/business/se522997.html>）。したがって、本アプリに興味を持たれた読者は、上記のサイトから本アプリをダウンロードして、アプリに添付されているマニュアルを参考に、是非一度実際に使用してみたい。

2 租税法令参照パレット4・5の機能面の特徴

それでは、この章では、本アプリの機能面での特徴について簡単に紹介することとしたい。

(1) 簡便性や使い易さを目指したデザイン

本アプリを実行した場合に表示されるWindows フォーム（以下「パレット」という。）は、図3「起動時のパレット」のとおりである。ご覧のとおり大きく左右2欄に分けて、国税関係の主要法令である所得税法・相続税法・法人税法・消費税法・租税特別措置法・国税通則法・国税徴収法の計7法律、並びに各施行令及び各施行規則にそれぞれ対応したボタンを、分かり易く略称表示及び色分けして3列に配置している。さらに、右欄には、憲法とその他の法律にそれぞれ対応する「憲法」と「その他」の二つのボタンを配置している。

なお、「その他」ボタンをクリックすると法令検索サイト自体が呼び出されるように設定されている。

また、その隣にある「PREV」及び「NEXT」ボタンは、現在表示されている条文のそれぞれ前条及び次条を表示することを指示するためのボタンである。

さらに、その下の「条文モード」チェックボックスは、本アプリが

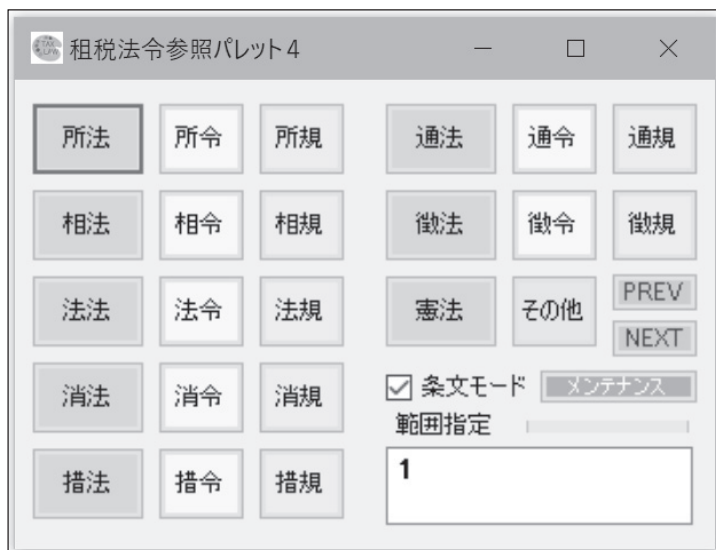


図3 起動時のパレット

「利用者に指定された条文を表示する」モードであることを示しており、チェックされた状態にプリセットされている。したがって、通常は、指定した条文のみが表示されることになる。しかし、条文ではなく、別表など本アプリでは対応していない部分を参照するために、法令検索サイトを呼び出して「当該法令のページを直接呼び出す」モードに変更したい場合には、当該チェックボックスのチェックを外して、該当する法令ボタンをクリックすればよい。

その右の「メンテナンス」ボタンは、検索対象の法令の全ての条文の後関係を把握し、さらに、パレット5の場合には条文の法文自体も取得するためのボタンである（上記1の（1）のハ参照）。なお、メンテナンス中は、当該ボタンの「メンテナンス」の文字が「実行中です！」に変更され、完了すると元の表示に戻る。

そして、その下の「範囲指定」テキストボックスは、利用者が参照したい条文を指定するための入力欄であり、その指定方法については、次項を参照されたい。

（2）出力対象の柔軟な指定方法

上記1の（4）で触れたように、改良後の本アプリでは、参照したい条文の範囲を指定したり、複数の条文を指定したりすることができる。その指定をできるだけ柔軟に行えるようにするため、図4「範囲指定のシンタックス・フロー」で規定される構文を採用している⁽¹³⁾。

したがって、例えば、「5+7++9」は、5条及び枝番付を含む7条から9条までの間の各条文を表す。

また、やや複雑な例として、「.5+7.+9...」は、それぞれ枝番付を含む、5条の前条並びに7条の次条から9条の3条後の条文までの間の各条文を表す（図5「出力例1（部分）」参照）。

さらに、「/5+7/+9///」は、それぞれ枝番付を含む、5条及びその直

(13) なお、シンタックス・フローチャートの記法などの詳細については、前掲注6、同資料174頁以降参照。

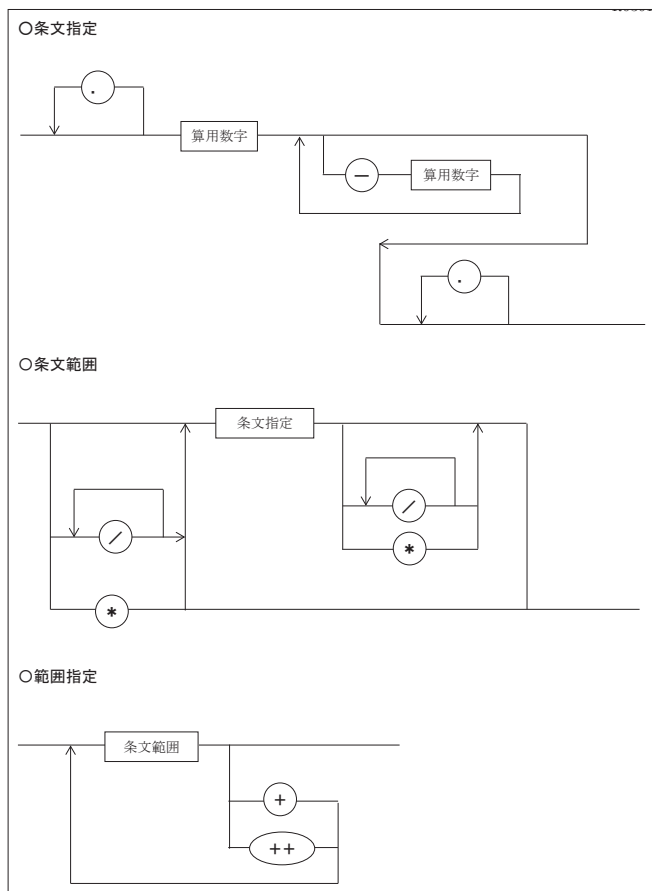


図4 範囲指定のシンタックス・フローチャート

前の5条分、7条及びその直後の5条分並びに9条及びその直後の15条分を表す。ただし、この場合、7条と9条の間に5条を超えて条文がある場合にはそれらも表す。

ちなみに、例えば、「/7/」又は「//7//」と指定すると、それぞれ7条の前後5条分ずつ又は10条分ずつがそれぞれ表示されるため、これらの指定方法は、大雑把に条文を指定して前後も参照したい場合などに便利である。

おって、「*」は、その法令の全条文を、「*5」は、その法令の5条以前

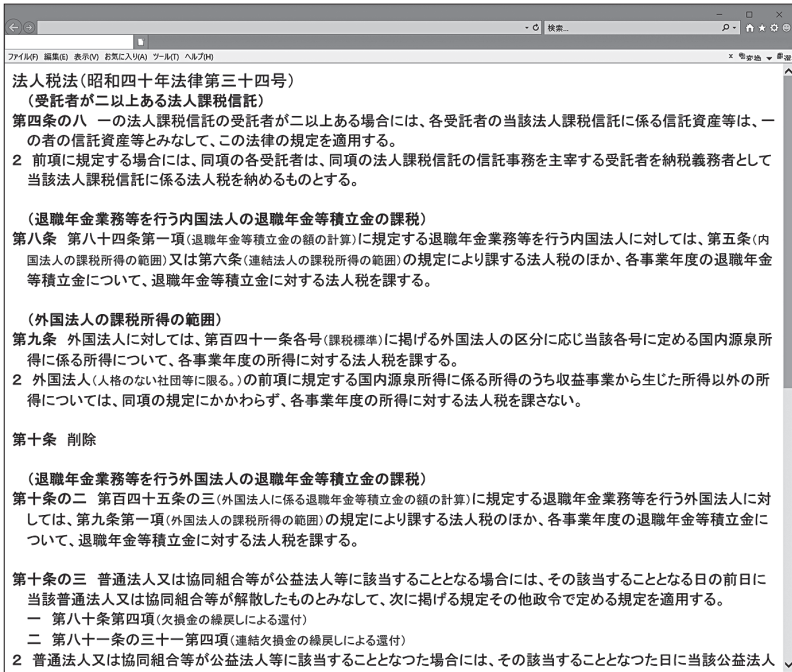


図 5 出力例 1 (部分)

の各条文を、そして、「5*」は、5条以降の各条文を表す。

以上のように、できる限り柔軟な指定が可能なような仕組みを採用するとともに、パソコンにテンキーがある場合には、入力に当たってテンキーのみで指定ができるような仕様とした。

(3) 即応性を目指したデータベース・アクセス方法

パレット4において個々の条文ごとのデータベース・アクセス方法を採用したデメリットとして、各条文の参照結果が表示されるまでの応答時間が長くなることが懸念された。そのため、パレット4では、複数の条文を処理する場合には、一定のまとまり（現仕様では、12件）ごと一括してデータベース・アクセスを同時並行的に処理すること（いわゆる「並列処理」）を行っている。

なお、実際に憲法を計測対象として比較してみたところ、1件ずつ逐次的に処理する（いわゆる「逐次処理」）の場合には、並列処理に比べて、①全条（103条）を対象とした場合で約6.7倍（39.4秒：5.9秒）、②1条から12条までを対象とした場合で6.4倍（4.5秒：0.7秒）の処理時間を要することが分かった。実行環境にもよると思われるが、並列処理により、処理時間が相当短縮されているものといえよう。

（４）出力結果の見読性の向上と柔軟な取扱いを目指した出力方法

上記１の（１）のロで指摘した法令検索サイトの参照結果の見読性の低さに対する向上策として、①租税法令で使用されることの多い、条文の括弧書き部分について、読み飛ばし易いように小文字表示とし、合わせて、royalblue 色に着色処理を行うこととしている。さらに、②定義規定や場合分けなどのように、号以下の条項の法文において前段（上段）と後段（下段）に２分割して規定されている場合には、前段部分について太字にするとともに purple 色で着色処理を行うこととした。その際、前段部分において更に括弧書きがある場合には、上記①と同様に小文字表示とし、ただし、着色処理については fuchsia 色で行うこととした。

なお、参考までに、国税徴収法２条《定義》について上記の加工を行った出力例を図６「出力例２」に示す。その着色状況の全般的な雰囲気は、本稿のモノクロ印刷でも分かると思われるが、当該着色加工の実際の効果は大変実感しにくいいため、興味のある読者は、是非一度、上記１の（６）を参照して、実際の見易さのレベルを体験して頂きたい。

（５）他の法律分野への応用

本アプリは、租税法令の参照を主なターゲットにして開発したものであるが、ユーザー・インタフェース等が比較的単純なため、①パレットの各ボタンの表示を変更する、②参照したい法令に係る法令番号等の法令情報をそれに合わせて調整するなど限定的なプログラム修正によって、他の法律分野へ応用することが容易である。

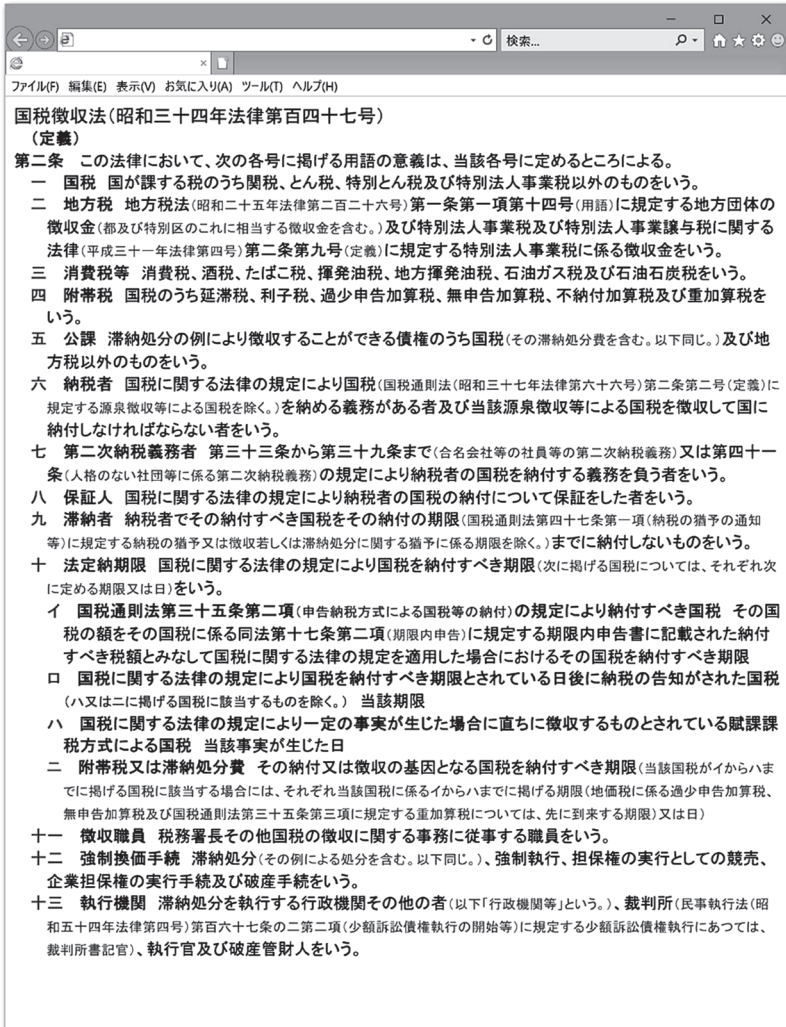


図6 出力例2

ただし、法文中に括弧書きや定義規定の使用もそれほど多くはなく、また、法令改正も余りないような法律分野では、本アプリの出番は少ないものと考えられる。なぜなら、そのような分野については、既に本アプリと同様な多数のアプリが開発され、インターネット上に本アプリと同様に無

償で公開されているような現状もこれあり、それらを活用することの方が、むしろ妥当な場合が多いと思われるためである。

3 租税法令参照パレット4・5の基本機能の応用例

上記2の(5)で述べたように、本アプリを他分野の法令に直接に応用することについては、その効用は限定的であると考えられるものの、本アプリの基本的な機能自体を他の目的に応用することには、一定の価値があるものと思われる。ここでは、その具体例として、三つのアプリを紹介したい。すなわち、①条項単位の法文一括抽出処理、②政令委任規定とその受任規定の突合処理アプリと③形態素解析⁽¹⁴⁾を用いた租税法令用語等の抽出アプリの三つである。なお、これらのアプリのうち上記②と③の二つのアプリは、昨今、人工知能(AI)システムの開発などに盛んに用いられているプログラミング言語である「Python」を用いて作成したものである。ただし、これらのPythonアプリは、飽くまで今後の更なる開発のための試作品、いわゆる「プロトタイプ」であり、大変簡易な機能のものであることを予めお断わりしておきたい。

(1) 条項単位の法文一括抽出処理

そもそも本アプリの基本的な機能は、各租税法令の個々の条項の法文をもれなく抽出する機能(以下「個別条項抽出機能」という。)であり、これは、当該法文を網羅的に分析検討する場合には、必須の機能であるとい

(14) ここで「形態素解析」(morphological analysis)とは、自然言語処理において用いられる用語であり、「語の区切り、品詞、活用形などを求める処理」のことをいい、また、「形態素」(morpheme)とは、「一般に言語の意味の最小単位」であって、「語は1つ以上の形態素から構成されると考え」るわけである。ちなみに、租税法令では特段の問題とはなりにくいものの、日本語全般においては、形態素への区分方法については曖昧性が多く、それを特定することは、なかなかやっかいな問題である。極端な例でいえば、「外国人参政権」を「外国|人|参政|権」と区切るべきか、「外国|人參|政権」と区切るべきかが課題となり得る。黒橋禎夫『自然言語処理』放送大学教育振興会(2015年)33~44頁参照。

えよう。そこで、筆者は、当該個別条項抽出機能を MicrosoftTM Excel のマクロ機能⁽¹⁵⁾を用いてアプリ化することとした（図7「租税法令ダウンロードアプリ（操作用シート）」参照）。

このアプリ（以下「本件ダウンロードアプリ」という。）では、当該操作用シートの「作成対象」欄に「○」を指定して、マクロを起動することにより、指定された当該法令の本則中のすべての条項についてその条名・

	A	B	C	D	E
1					R3.3.14
2	○租税法令ダウンロードアプリ				
3					
4	作成対象	略称	名称	法令番号	法令ID
5		所法	所得税法	昭和四十年法律第三十三号	340AC0000000033
6		所令	所得税法施行令	昭和四十年政令第九十六号	340C00000000096
7		所規	所得税法施行規則	昭和四十年大蔵省令第十一号	340M50000040011
8	○	相法	相続税法	昭和二十五年法律第七十三号	325AC0000000073
9		相令	相続税法施行令	昭和二十五年政令第七十一号	325C00000000071
10		相規	相続税法施行規則	昭和二十五年大蔵省令第十七号	325M50000040017
11		法法	法人税法	昭和四十年法律第三十四号	340AC0000000034
12		法令	法人税法施行令	昭和四十年政令第九十七号	340C00000000097
13		法規	法人税法施行規則	昭和四十年大蔵省令第十二号	340M50000040012
14		消法	消費税法	昭和六十三年法律第百八号	363AC0000000108
15		消令	消費税法施行令	昭和六十三年政令第三百六十号	363C00000000360
16		消規	消費税法施行規則	昭和六十三年大蔵省令第五十三号	363M50000040053
17		措法	租税特別措置法	昭和三十二年法律第二十六号	332AC0000000026
18		措令	租税特別措置法施行令	昭和三十二年政令第四十三号	332C00000000043
19		措規	租税特別措置法施行規則	昭和三十二年大蔵省令第十五号	332M50000040015
20		通法	国税通則法	昭和三十七年法律第六十六号	337AC0000000066
21		通令	国税通則法施行令	昭和三十七年政令第百三十五号	337C00000000135
22		通規	国税通則法施行規則	昭和三十七年大蔵省令第二十八号	337M50000040028
23		徴法	国税徴収法	昭和三十四年法律第百四十七号	334AC0000000147
24		徴令	国税徴収法施行令	昭和三十四年政令第三百二十九号	334C00000000329
25		徴規	国税徴収法施行規則	昭和三十七年大蔵省令第三十一号	337M50000040031
26		憲法	日本国憲法	昭和二十一年憲法	321CONSTITUTION
27		民法	民法	明治二十九年法律第八十九号	129AC0000000089
28		地法	地方税法	昭和二十五年法律第二百二十六号	325AC0000000026
29		地令	地方税法施行令	昭和二十五年政令第二百四十五号	325C00000000245
30		地規	地方税法施行規則	昭和二十九年総理府令第二十三号	329M50000000203
31					

図7 租税法令ダウンロードアプリ（操作用シート）

(15) Excelの「マクロ機能」とは、基本的にはExcelの一連のワークシート操作をまとめて簡便かつ容易に実行する仕組みであるが、その規定方法は大変柔軟かつ強力であり、Excelの単なるワークシートを高機能なアプリに変身させるための仕組みといえる。

項番号・号名などによる所在情報（以下「条項名」という。）と当該条項の法文とが対になったデータが作成される。なお、上段と下段に区分されている法文や表の形に整理された法文については、それぞれ上段と下段を別々に、あるいは、表中の個々の欄ごとに当該位置を付記して出力されることになる。おって、具体例として実際の当該出力を抜粋し、Excelのワークシート形式（.xlsx）に編集し直したものを図8「租税法令ダウンロードアプリの出力例（抜粋）」に示す。ただし、以下の適用例では、当該出力データの取扱いを簡単にするため、Excelのワークシート形式ではなく、編集前のテキスト形式（.txt）による法文データを用いている。

	A	B
1	条項名	法文
2	相法第一条 1	この法律は、相続税及び贈与税について、納税義務者、課税財産の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。
3	相法第一条の二 1	この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
4	相法第一条の二 1—上段	扶養義務者
5	相法第一条の二 1—下段	配偶者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条（扶養義務者）に規定する親族をいう。
166	相法第十六条 1	相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した残額を当該被相続人の前条第二項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法第九百条（法定相続分）及び第九百一条（代襲相続人の相続分）の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額（当該相続人が、一人である場合又はない場合には、当該控除した残額）につきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。
167	相法第十六条 1 表[1:1]	千万円以下の金額
168	相法第十六条 1 表[1:2]	百分の十
169	相法第十六条 1 表[2:1]	千万円を超え三千万円以下の金額
170	相法第十六条 1 表[2:2]	百分の十五

図 8 租税法令ダウンロードアプリの出力例（抜粋）

（2）政令委任規定とその受任規定との突合処理

イ 概要

租税法令の特徴として、各税目の基本となる課税要件等の大枠については、各法律において規定されているものの、いわゆる「技術的細目的事項」の規定については、一般に政令や省令への委任が広く行われている。そして、当然に法律が成立した後でなければ、政令や省令は制定できないことから、法律では、単に「政令で定める」ないし「財務省令で定める」

などと概括的に授權が行われることになる。そのため、政令や省令では根拠となる法律の委任規定の所在が明記されることが多いものの、法律からは、その委任規定がどこに規定されているかが法文上不明である⁽¹⁶⁾。

そのため、法律と政令や省令との突合関係を自動的に確認することができれば、法令検索もより便利になるであろうし、さらに、法令改正時等における不突合などの発生を未然に防止する上でも有用であるものと考えられる。

そこで、取り敢えず、政令への委任規定に着目して、どの程度法律の委任規定と政令の受任規定の突合が機械的に可能か確認してみることとした。ただし、飽くまでも授權している法律の条項名が政令側に明示されているもののみを処理対象とした。

□ 突合処理の概要

具体的な突合処理の方法の概要は、次のとおりである。

- ①突合対象となる政令の各条項について、例えば「法第〇〇条第〇〇項に規定する政令で定める〇〇」のような言い回しがあるか調査し、ある場合には、受任規定とみなして、当該政令と当該法律の各条項名を辞書に登録する。なお、複数の受任規定の条項名が同一の委任規定の条項名に重複して対応し得る。
- ②処理対象となる法律の各条項について「政令で定める」という言い回しがあるか調査し、ある場合には、委任規定とみなして、当該法律の当該条項名が上記①の辞書に登録されているか確認する。
- ③上記②の法律の条項名が辞書に登録されている場合には、当該法律の条項（委任規定）と辞書登録されている当該政令の条項（受任規定）とが突合するものとみなし、当該法律の条項が突合した旨を辞書に記録する。

(16) ちなみに、そのような事情を背景として、課税訴訟では、ある政令の規定が法律のどの委任規定に基づいて制定されたものであるかが争点となることがある。東京地判平成24年7月5日（税務訴訟資料262号順号11987）参照。また、品川芳宣「使用人賞与の損金算入時期」週刊T&Amaster No.629（2016）20頁参照。

ハ 突合結果の概要

上記口に述べたとおり、具体的な突合処理の方法は、大変単純なものであるが、他方、そのような単純な基準でも把握することができる突合関係は、むしろ確実なものといえよう。

主要7税法について上記口の突合処理をPythonで作成したアプリ⁽¹⁷⁾(以下「本件突合アプリ」という。)で行ったところ、全7税法で把握された委任規定のうち、その6割について受任規定の条項名を対応させることができた。なお、その詳細は、表1「委任規定の突合状況等」及び表2「受任規定の登録状況等」に示したとおりである。

また、上記各表の見方を具体的に示せば、表1では、例えば、所得税法の処理対象条文数が303件、それらを構成している条項数が2,055件、そのうち政令への委任規定がある条項が424件であるが、当該条項に含まれている政令への委任規定が570箇所あり、うち政令の受任規定と突合した件数が369箇所であるため、突合可能割合は、65%であった。したがって、突合できなかった委任規定が201件となるため、突合不能割合は、35%になる。なお、政令への委任規定のない条項数は、1,631件であった。

つぎに、表2では、例えば、所得税法による受任規定を定める所得税法施行令の処理対象条文数が498件であり、それらを構成している条項数が3,494件、そのうち所得税法本法を引用しているとみなされた条項数が299件あり、当該条項に含まれる受任規定は300箇所あるものの、委任している本法の条項名が重複しているため、委任規定と受任規定が一对一に対応するものとして辞書に登録できた本法の条項数は、243件で受任規定の81%であった。したがって、重複して対応している本法の委任規定の条項は、受任規定ベースで57件となり、受任規定を定める箇所の19%に相当する。

さらに、委任規定の件数が少ない国税徴収法について、突合処理を行った結果を一覧表にしたものを【別表1】「国税徴収法に係る突合結果」に示す。上記のとおり、把握された委任規定と受任規定とを突合できた割合

(17) なお、当該アプリのソースコードについては【資料1】「政令委任規定の突合に用いたPythonアプリ」参照

法律と政令の組合せ	処理法律 条文数	処理法律 条項数	内 政令への 委任あり 件数	内 政令への 委任回数	内 突合件数	突合可能 割合	内 該当なし 件数	突合不能 割合	内 政令への 委任なし 件数
所法・所令	303	2,055	424	570	369	65%	201	35%	1,631
相法・相令	110	745	110	131	59	45%	72	55%	635
法法・法令	289	2,096	475	679	446	66%	233	34%	1,621
消法・消令	78	611	101	127	69	54%	58	46%	510
措法・措令	618	11,711	2,696	3,864	2,283	59%	1,581	41%	9,015
通法・通令	194	1,068	68	83	44	53%	39	47%	1,000
徴法・徴令	201	729	19	22	13	59%	9	41%	710
計	1,793	19,015	3,893	5,476	3,283	60%	2,193	40%	15,122

表 1 委任規定の突合状況等

法律と政令の組合せ	処理政令 条文数	処理政令 条項数	内 本法参照 条項数	内 本法からの 受任回数	内 委任法律 登録件数	登 録 割 合	内 登録キ一 重複件数	登録キ一 重複割合
所法・所令	498	3,494	299	300	243	81%	57	19%
相法・相令	91	548	54	55	46	84%	9	16%
法法・法令	460	5,132	402	409	286	70%	123	30%
消法・消令	110	1,214	65	65	49	75%	16	25%
措法・措令	653	15,875	1,909	1,936	1,420	73%	516	27%
通法・通令	79	481	38	38	34	89%	4	11%
徴法・徴令	76	324	13	13	12	92%	1	8%
計	1,967	27,068	2,780	2,816	2,090	74%	726	26%

表 2 受任規定の登録状況等

は、それほど高いとまではいえないが、その原因は、いろいろである。

例えば、該当する政令の規定が特定できなかった別表1の順号0001の「徴法第二十五条2」すなわち、国税徴収法25条《譲渡担保財産の換価の特例等》2項の政令委任事項を規定する国税徴収法施行令の受任規定は、同令9条《譲渡担保財産から徴収する国税及び地方税の調整の特例》と考えられるが、同条には同法25条の前条である「法第二十四条第一項」の記載しかないためである。なお、その理由としては、同法25条2項にある政令委任規定が「前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産からする納税者の国税の徴収に関し必要な事項は、政令で定める」として連続した二つの条文を跨って、いわば遡及的に政令委任しているため、政令を起案する際、敢えて政令委任規定自体の所在を明記する必要性が乏しいものと判断されたためと考えられる。

さらに、同じく該当する政令の規定が特定できなかった別表1の順号0002の「徴法第三十二条1」すなわち国税徴収法32条《第二次納税義務の通則》1項の政令委任事項を規定する国税徴収法施行令の受任規定は、同令11条《第二次納税義務者に対する納付通知書等の記載事項》1項と考えられるが、その柱書では、「法第三十二条第一項（第二次納税義務の通則）に規定する納付通知書には、…」と規定されており、「政令で定める」という定型的な言い回しが行われていないためである。これも上記と同様に、起案の際、政令委任規定の所在自体を敢えて重複的に記載する必要性が乏しいものと判断されたためと考えられる。

このように、本件突合アプリの突合精度を更に高めようとする場合には、今回のPythonアプリで行ったような単純なパターン・マッチングではなく、一定の構文解析に基づく意味解析や文脈解析などの自然言語処理⁽¹⁸⁾を行う必要があるものと考えられる。

(18) 構文解析等の自然言語処理に関する用語等については、例えば、金久保正明「自然言語（日本語）処理」（令和3年4月23日現在）https://www.sist.ac.jp/~kanakubo/research/natural_language_processing.html など参照。

（３）形態素解析を用いた租税法令用語等の抽出処理

イ 概要

上記（２）のハで述べたように、委任規定と受任規定の突合精度を上げるためには、一定の自然言語処理を行う必要があるが、そのような自然言語処理を行う端緒として、法文の中から当該処理の単位となる租税法令用語を的確に抽出する必要がある。ここで紹介する応用例では、「Janome」と呼ばれる Python 用の形態素解析ライブラリ⁽¹⁹⁾を利用して、法文を意味のある文節に分解する形態素解析を行い、法文の中から租税法令用語である可能性の高い熟語（以下「租税法令用語等」という。）を自動的に抽出することを試行してみた。

例えば、ある法文の中から「総所得金額」などの租税法令用語として意味のある熟語の組合せを抽出しようとする場合に、単にその用語が漢字で構成されているか否かのみでは、カタカナやひらがなを含むような租税法令用語を抽出対象とすることができず、さらに、「第七十条第一項」のような条項名を排除することもできない。しかし、例外的なものを除き、一般に租税法令用語は、条文を規定する上で意味のある一定の熟語の組合せとして構成されていると考えられることから、その点に着目すれば、熟語を形成している形態素⁽²⁰⁾のうち一般的な名詞としての熟語（例えば、「所得」や「金額」など）や名詞に接続する接頭詞（例えば、「総」や「純」など）、そして、接尾語としての名詞（例えば、「額」や「等」など）が連続したものと捉えることができよう。一方、上記の条項名については、「第」が一般に数に対する接頭詞である形態素であることや、それに続く漢数字が数を表す名詞としての形態素であり、さらに「条」や「項」などが接尾語としての名詞であることなどから、租税法令用語と峻別すること

(19) Janome の具体的な使用方法については、金城俊哉『Python プログラミング パーフェクトマスター [Python3/Anaconda/PyQt5対応 第3版]』秀和システム (2020) 404～445頁参照。なお、同書は、「Ptna」と名付けられた具体的な自動応答システムを素材として、当初作成時点から段階的に機能向上を図るための手順を詳しく解説しながら、Python によるプログラミングについて大変丁寧に分かり易く紹介している。

(20) 「形態素」については、前掲注14参照。

が可能と考えられる。なお、そもそも接続詞である「又は」や「若しくは」など、そして、動詞である「掲げる」などの漢字とひらがなで構成される形態素についても除外可能である。

そこで、上記のような租税法令用語等の抽出方法（以下「本件抽出方法」という。）が租税法令の法文データについてどの程度の精度の抽出方法といえるのかを実際にPythonで作成したアプリ⁽²¹⁾（以下「本件抽出アプリ」という。）により各租税法令について確認してみることにした。具体的には次のような点について今回、主要租税法令について調査を行った。

- ①形態素個数別の本件抽出方法による租税法令用語等の使用回数（抽出件数）
- ②形態素個数別の重複分を除いた租税法令用語等の件数（抽出用語数）
- ③抽出された具体的な租税法令用語等をコード順に整理したもの（抽出例）

□ 抽出結果の概要

（イ）形態素個数別の租税法令用語等の使用回数

租税法令用語等の使用回数（以下「抽出件数」という。）を上記2の（1）の国税関係の主要法令（全21件）について当該租税法令用語等を構成する形態素の個数ごとに区分して一括してカウントした結果は、表3「租税法令用語等の抽出件数」に示したとおりである。なお、本件抽出方法で抽出対象から除外された用語等についても、「抽出対象外」欄に併せて表示した。

同表からも構成する各形態素個数と該当件数から逆算できるように、チェックされた形態素の総数は、約458万件であり、そのうち3分の2ほどの約304万件が除外され、残りの約154万件が抽出対象となった。つまり、形態素ベースでみれば、チェックされた形態素の3分の1が本件抽出アプリによって租税法令用語を構成していると判定されたわけである。ち

(21) なお、当該アプリのソースコードについては【資料2】「租税法令用語等の抽出に用いたPythonアプリ」参照。

(件)

形態素 個数	抽出対象	抽出 対象外	計
1	432,912	2,817,442	3,250,354
2	208,203	110,849	319,052
3	98,804	1,170	99,974
4	46,814	135	46,949
5	18,966	6	18,972
6	9,537	0	9,537
7	4,338	0	4,338
8	1,283	0	1,283
9	584	0	584
10	263	0	263
11	84	0	84
12	41	0	41
13	1	0	1
14	2	0	2
計	432,912	2,929,602	3,751,434

表 3 租税法令用語等の抽出件数

なみに、当該抽出対象となった用語を構成する形態素の個数の最高は、14個であったが、具体的には、「年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」であり⁽²²⁾、その所在は、本件ダウンロードアプリで採用した記法で「措規第十九条の二9」すなわち「租税特別措置法施行規則19条の2第9項」と同条11項の2箇所である。

結局、仮に本件抽出方法が正しいとすれば、主要な租税法令の各法文を構成する全ての形態素のうち高々その3分の1が租税法令用語を構成しているといえるわけである。

(22) ちなみに、「年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金」を各形態素に分割すると、「年金 | 生活 | 者 | 等 | 支援 | 臨時 | 福祉 | 給付 | 金 | 給付 | 事業 | 費 | 補助 | 金」に14分割することができる。

(ロ) 形態素個数別の租税法令用語等の実件数

上記(イ)で述べた使用回数には、同一の用語が使用されている回数が重複して含まれている。特に、抽出対象外となったような形態素には、動詞や副詞、助詞や助動詞などが多く、重複度合が大きい。そこで、これらの重複を排除して、実質的にどの位の租税法令用語等が用いられているのかを上記(イ)と同様にカウントした結果(以下「実件数」という。)は、表4「租税法令用語等の実件数」のとおりである。

そこで、同表の抽出対象外の形態素の実件数について注目すると、表3で抽出件数が2,929,602件であったものが、表4では、実件数で2,224件に減少しており、縮減率では、0.08%(1250分の1)である。つまり、各用語は、調査対象法令全体で平均的に1250回程度は用いられているとい

(件)

形態素 個数	抽出対象	縮減率	抽出 対象外	縮減率
1	2,776	0.64%	1,104	0.04%
2	5,113	2.46%	974	0.88%
3	4,164	4.21%	133	11.37%
4	2,882	6.16%	11	8.15%
5	1,740	9.17%	2	33.33%
6	961	10.08%	0	-
7	508	11.71%	0	-
8	237	18.47%	0	-
9	95	16.27%	0	-
10	42	15.97%	0	-
11	23	27.38%	0	-
12	5	12.20%	0	-
13	1	100.00%	0	-
14	1	50.00%	0	-
計	18,548	2.26%	2,224	0.08%

表4 租税法令用語等の実件数

えるわけであり、助詞や助動詞などの頻繁に用いられる用語がこれらに多く含まれているためであると考えられる。他方、抽出対象となった用語に係る縮減率は、表4の「縮減率」欄に示したとおりであるが、抽出対象全体でみると、表3で抽出件数が432,912件であったものが、表4では、実件数が18,548件に減少しており、縮減率では、2.26%（約45分の1）となる。つまり、個々のバラツキを無視すれば、抽出対象となった各用語について調査対象法令全体で平均45回は使用されていることを表している。

さらに、ある用語を構成する形態素の個数が多ければ多いほど、個別性が高まり、一般的な用語とはいえなくなり、結局、租税法令用語である確率が高まるといえよう。

以上のような傾向から、結論として、①当該用語の上記のような縮減傾向が緩やかであればあるほど、また、②当該用語を構成している形態素の個数が多ければ多いほど、当該用語が租税法令用語である確率は高まるといえるであろう。

（ハ）形態素個数別の租税法令用語等の具体例

抽出された具体的な用語を抽出件数が多い順に降順で整理した一覧表を抜粋して【別表2】「抽出された租税法令用語等（抜粋）」に掲げる。同表からは、上記（ロ）で述べたように、全般的に形態素の個数が多くなればなるほど、抽出件数に関わらず、個別性の高い租税法令用語となる傾向が伺えるであろう。なお、抽出件数の極めて少ないものについては、抽出処理がうまく行われなかったものが含まれているが、そのまま掲載した。

また、抽出対象とされなかった具体的な用語等についても、同様に整理して【別表3】「除外された用語等（抜粋）」に掲げた。なお、ご覧のように形態素の個数が2以上の用語については、一定の規則性が窺えることから、租税法令用語との最終的な区別、すなわち、仮に対象外とされた租税法令用語についても正しく再認定することは、比較的容易かもしれない。

おわりに

冒頭でも述べたように、今回の改良により租税法令参照パレットは、ほぼ完成形になったものと考えている。それにしても、租税法令参照パレット4のように並列処理を取り入れたデータベース参照ツールが今回のように容易に開発できる現状については、ICTがもはや社会インフラになったことをつくづく実感させるものであった。さらに、40数年前に母校の電子計算機センターで入力用に1度しか使えないパンチカードの穿孔作業に四苦八苦しながら、確かに機械語に比べれば随分とマシなアセンブラ言語でプログラミングをしていた昔日、つまり、今とは逆にヒトが機械に寄り添わなければならなかった時代を思い返すと、まさしく隔世の感を禁じ得ない次第である。

実際、本稿の後半で紹介した形態素解析を応用した租税法令用語等の抽出に要した処理時間についても、抽出された具体例に係る抽出回数順のソート処理に要した時間なども含めて、処理対象とした租税法令全体でも高々4分間ほどであった。すなわち、たとえパソコンのような我々にとって大変身近な情報処理機器であっても、その能力は、昔日に比べれば、もはや絶大としかいいようのない現状であるといえよう。

さらに、今回利用したPythonシステムでは、そもそも他者が開発したソフトウェアを再利用する仕組みが、いわば基本構造とされており、例えば、人工知能システムなどを構築するために必要な高度な処理システムなどもインターネットを通じて容易に取得し、無償で利用可能である。そして、ソフトウェアのかかる共有を通じて、当該ソフトウェア自体の熟成や機能向上も迅速に行われ、我々は、もはや意欲さえあれば、他者の成果を平等に享受し、それを基盤とした自己の成果を容易に他者と共有することが可能である。つまり、そのような点で、昔日にいわれたような「コンピュータピア」がまさしく到来したといえるのかもしれない。

いずれにしても、本稿で紹介した租税法令参照パレット4・5を通じて、

通常、大変読みにくいといわれる租税法令が少しでも利用者にとって馴染み易いものとなり、今後、当該アプリが多くの利用者に支持されるようになることを心から期待したい。

【別表1】国税徴収法に係る突合結果

順号	法律	委任規定	政令における被委任規定
0001	徴法第二十五条2	前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産から徴収する納税者の国税の徴収に関し必要な事項は、【政令で定める】。	【該当なし】
0002	徴法第三十二条1	税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、【政令で定める】とことろにより、徴収しようとする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対しその旨を通知しなければならない。	【該当なし】
0003	徴法第三十八条1	納税者が生計を一にする親族その他納税者と特別な関係のある個人又は被支配会社（当該納税者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する会社をい、これに類する法人を含む。）で【政令で定める】ものに事業を譲渡し、かつ、その譲受人が同一又は類似の事業を営んでいる場合において、その納税者が当該事業に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人は、譲受財産の価額の限度において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その譲渡が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。	【該当なし】

順号	法律	委任規定	政令における被委任規定
0004	徴法第三十九条 1	<p>滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足と認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った【政令で定める】無償又は著しく低い額の対面による譲渡（拒保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分を基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの（第五十八条第一項（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第四百四十二条第二項第二号（差押の権限及び方法）において「親族その他の特殊関係者」という。）であるときは、これらの処分により受け入れた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。</p>	<p>徴令第十四条 1//【法第三十九条（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）に規定する政令で定める】処分は、国及び法人税法第二条第五号（定義）に規定する法人以外の者に対する処分が無償又は著しく低い額によるものとする。</p>
0005	徴法第三十九条 1	<p>滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足と認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った政令で定める無償又は著しく低い額の対面による譲渡（拒保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分を基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受け入れた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で【政令で定める】もの（第五十八条第一項（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第四百四十二条第二項第二号（差押の権限及び方法）において「親族その他の特殊関係者」という。）であるときは、これらの処分により受け入れた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。</p>	<p>徴令第十四条 1//【法第三十九条（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）に規定する政令で定める】処分は、国及び法人税法第二条第五号（定義）に規定する法人以外の者に対する処分が無償又は著しく低い額によるものとする。</p>

順号	法律	委任規定	政令における被委任規定
0006	徴法第七十六條 1 四	<p>滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和三十五年法律第四十四号）第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘案して【政令で定める】金額</p>	<p>//徴令第三十四條 1 //【法第七十六條第一項第四号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める】金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給付に係る債権の支給の基礎となつた期間一月ごとに十万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万五千円を加算した金額）とする。</p>
0007	徴法第七十七條 1	<p>社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十八條第一項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三十五條第一項（老齢給付金の支給方法）（同法第七十三條（企業型年金に係る規定の運用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金その他【政令で定める】退職年金を含む。）に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法第三十八條第二項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第四十二條（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第三十五條第二項（同法第七十三條において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。</p>	<p>//徴令第三十五條 1 //【法第七十七條第一項（社会保険制度に基づく給付の差押禁止）に規定する政令で定める】退職年金は、法人税法附則第二十條第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約（次項及び第四項において「適格退職年金契約」という。）に基づいて支給される退職年金とする。//徴令第三十五條 2 //【法第七十七條第一項に規定する政令で定める】退職一時金は、適格退職年金契約に基づいて支給される退職一時金とする。</p>

順号	法律	委任規定	政令における被委任規定
0008	徴法第七十七条 1	<p>社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通給付、休業手当金及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十八条第一項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三十五条第一項（老齢給付金の支給方法）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金その他政令で定める退職年金を含む。）に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法第三十八条第二項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第四十二条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第三十五条第二項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金その他【政令で定める】退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。</p>	<p>政令における被委任規定</p>
0009	徴法第七十七条 2	<p>前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他【政令で定める】これらに類する制度をいう。</p>	<p>//徴令第三十五条 3//【法第七十七条第二項に規定する政令で定める】制度は、次に掲げる制度とする。</p>
0010	徴法第八十八条 4	<p>前二条及び前三項に定めるもののほか、参加差押えに関する手続については必要な事項は、【政令で定める】。</p>	<p>【該当なし】</p>
0011	徴法第八十九条の三 1 二	<p>換面同意行政機関等の滞納処分による差押え（【政令で定める】ものを除く。次条において「特定差押え」という。）が解除されたとき。</p>	<p>//徴令第四十二条の三 1//【法第八十九条の三第一項第二号（換面執行決定の取消し）に規定する政令で定める】ものは、換面同意行政機関等の滞納処分による差押え（以下の項において「旧差押え」という。）が解除された場合において、当該換面同意行政機関等による参加差押えにつき法第八十七条第一項（参加差押えの効力）の規定により差押え（第一号及び第三号において「新差押え」という。）の効力が生ずるとき（次に掲げる場合を除く。）における当該旧差押えとする。</p>

順号	法律	委任規定	政令における被委任規定
0012	徴法第八十九条の三1四	前三号に準ずるものとして【政令で定める】とき。	//徴令第四十二条の三2//【法第八十九条の三第一項第四号に規定する政令で定める】ときは、特定参加差押え(同項第一号に規定する特定参加差押えをいう。以下同じ。)に係る滞納者につき換価の執行をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあると認めるときとする。
0013	徴法第八十九条の三2四	前三号に準ずるものとして【政令で定める】とき。	//徴令第四十二条の三3//【法第八十九条の三第二項第四号に規定する政令で定める】ときは、特定参加差押えに係る国税につき国税通則法第四十六条第一項から第三項まで(納税の猶予の要件等)の規定による納税の猶予又は法第五十一条第一項若しくは第百五十一条の二第一項(換価の猶予の要件等)の規定による換価の猶予をしたとき、その他これらに類するものとして換価執行税務署長が換価執行決定の取消しを相当と認める事由があるときとする。
0014	徴法第百条1	公売財産の入札等をしようとする者(以下「入札者等」という。)は、税務署長が公売財産の見積価額の百分の十以上の額により定める公売保証金を次の各号に掲げるいずれかの方法により提供しなければならない。ただし、税務署長は、公売財産の見積価額が【政令で定める】金額以下である場合又は買受代金を売却決定の日に納付させるときは、公売保証金の提供を要しないものとすることができる。	//徴令第四十二条の五1//【法第百条第一項(公売保証金)に規定する政令で定める】金額は、五十万円とする。
0015	徴法第百三十一条1	税務署長は、第百二十九条(配当の原則)の規定により配当しようとするときは、【政令で定める】ところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。	【該当なし】

順号	法律	委任規定	政令における被委任規定
0016	徴法第百三十三条 3	<p>前項の規定により換価代金等を交付することができない場合、換価代金等を配当すべき債権が停止条件付である場合又は換価代金等を配当すべき債権が仮登記（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十三条第二項（不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の執行）（同法第五十四条（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）において準用する場合を含む。）の規定による仮処分による仮登記を含む。）がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合における換価代金等の交付については、【政令で定める】ところによる。</p>	<p>【該当なし】</p>
0017	徴法第百三十八条 1	<p>国税が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押えようとするときは、税務署長は、【政令で定める】ところにより、滞納者に対し、納入の告知をしなければならない。</p>	<p>【該当なし】</p>
0018	徴法第百五十一条 2	<p>税務署長は、前項の規定による換価の猶予又は第百五十二条第三項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項の規定による換価の期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の【政令で定める】書類又は第百五十二条第一項の規定により分割して納付させるために必要となる書類の提出を求めることができる。</p>	<p>【該当なし】</p>

順号	法律	委任規定	政令における被委任規定
0019	徴法第百五十一条の二3	<p>第一項の規定による換価の猶予の申請をしようとする者は、同項の国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、その納付を困難とする金額、当該猶予を受けようとする期間、その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の【政令で定める】事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない。</p>	<p>//徴令第五十三条2//【法第百五十一条の規定する政令で定める】事項は、次に掲げる事項とする。</p>
0020	徴法第百五十一条の二3	<p>第一項の規定による換価の猶予の申請をしようとする者は、同項の国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、その納付を困難とする金額、当該猶予を受けようとする期間、その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の【政令で定める】書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない。</p>	<p>//徴令第五十三条2//【法第百五十一条の規定する政令で定める】事項は、次に掲げる事項とする。</p>
0021	徴法第百五十二条1	<p>税務署長は、第百五十一条第一項（換価の猶予の要件等）若しくは前条第一項の規定による換価の猶予又は第三項において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項（納税の猶予の要件等）若しくは第四項において準用する同条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合にあっては、その猶予に係る金額（その納付を困難とする金額として【政令で定める】額を限度とする。）をその猶予とする期間内の各月（税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の税務署長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付させるものとする。この場合においては、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようになしななければならない。</p>	<p>//徴令第五十三条3//【法第百五十二条第一項に規定する政令で定める】額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額とする。</p>

順序	法律	委任規定	政令における被委任規定
0022	徴法第百八十六条1	この法律に定めるもののほか、差押調書、交付要求書その他この法律の規定により作成する書類に記載すべき事項、この法律の規定により利害関係人その他の者に通知すべき事項及びこの法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、【政令で定める】。	【該当なし】

【別表2】抽出された租税法令用語等（抜粋）

形態素 個数	抽出された用語 (注) { } 内は抽出回数
1	規定 ^[32435] ・金額 ^[31000] ・法 ^[20113] ・額 ^[14301] ・適用 ^[10056] ・政令 ^[9969] ・事項 ^[6814] ・書類 ^[6652] ・項 ^[5529] ・前項 ^[5360] ・法人 ^[5060] ・事業 ^[4601] ・法律 ^[4513] ・資産 ^[4316] ・譲渡 ^[3903] ・イ ^[3662] ・条 ^[3574] ・提出 ^[3405] ・部分 ^[3399] ・用 ^[3226] ・取得 ^[3086] ・方法 ^[3009] ・割合 ^[2956] ・口 ^[2896] ・記載 ^[2819] ・支払 ^[2802] ・計算 ^[2744] ・期間 ^[2738] ・次項 ^[2722] ・次 ^[2678] ・所得 ^[2553] ・間 ^[2489] ・数 ^[2458] ・氏名 ^[2401] ・年 ^[2328] ・株式 ^[2299] ・名称 ^[2263] ・区分 ^[2225] ・価額 ^[2058] ・住所 ^[2051] ・平成 ^[2048] ・対価 ^[2012] ・当該 ^[2006] ・所在地 ^[1922] ・要件 ^[1800] ・交付 ^[1778] ・算入 ^[1765] ・前条 ^[1762] ・控除 ^[1697] ・個人 ^[1646] ・承認 ^[1593] ・前 ^[1515] ・欄 ^[1484] ・必要 ^[1443] ・費用 ^[1434] ・ハ ^[1416] ・昭和 ^[1407] ・令 ^[1405] ・特例 ^[1392] ・贈与 ^[1366] ・権利 ^[1366] ・直前 ^[1362] ・次号 ^[1356] ・契約 ^[1323] ・出資 ^[1304] ・土地 ^[1257] ・財産 ^[1250] ・金銭 ^[1249] ・業務 ^[1235] ・事由 ^[1200] ・写し ^[1195] ・国税 ^[1182] ・基礎 ^[1164] ・納付 ^[1156] ・【中略】・かす ^[1] ・うなぎ ^[1] ・うちわ ^[1] ・あわ ^[1] ・あて先 ^[1]
2	同項 ^[12622] ・同条 ^[9502] ・財務省令 ^[6383] ・同法 ^[4488] ・各号 ^[4060] ・合計額 ^[3725] ・事業年度 ^[3544] ・施行令 ^[3273] ・同号 ^[3107] ・内国法人 ^[3006] ・当該各号 ^[2350] ・外国法人 ^[2329] ・株式等 ^[1841] ・配当等 ^[1749] ・所得税 ^[1744] ・法人税法 ^[1742] ・納税地 ^[1731] ・居住者 ^[1669] ・土地等 ^[1662] ・申告書 ^[1654] ・税務署長 ^[1505] ・前号 ^[1297] ・所得税法 ^[1288] ・帳簿価額 ^[1268] ・当該法人 ^[1266] ・連結法人 ^[1158] ・取得価額 ^[1142] ・剰余金 ^[1132] ・当該他 ^[1126] ・年分 ^[1123] ・次条 ^[999] ・有価証券 ^[985] ・当該個人 ^[974] ・法人税 ^[952] ・相続税 ^[919] ・法人番号 ^[908] ・計算上 ^[896] ・連結所得 ^[888] ・営業所 ^[876] ・届出書 ^[873] ・申請書 ^[844] ・個人番号 ^[821] ・譲渡等 ^[815] ・適格合併 ^[810] ・当該資産 ^[807] ・提出期限 ^[804] ・貸付け ^[789] ・当該金額 ^[768] ・事業所得 ^[739] ・合併法人 ^[711] ・当該事業 ^[710] ・贈与税 ^[650] ・当該譲渡 ^[637] ・特別勘定 ^[632] ・日以後 ^[631] ・給与等 ^[595] ・収入金額 ^[587] ・棚卸資産 ^[570] ・【中略】・ご製品 ^[1] ・ご酸 ^[1] ・がけ地 ^[1] ・うち長 ^[1]
3	連結事業年度 ^[2222] ・連結子法人 ^[1814] ・各事業年度 ^[1712] ・当該事業年度 ^[1627] ・非居住者 ^[1407] ・恒久的施設 ^[1336] ・連結親法人 ^[1283] ・当該内国法人 ^[1266] ・上場株式等 ^[1128] ・所轄税務署長 ^[1085] ・当該土地等 ^[915] ・確定申告書 ^[876] ・外国関係会社 ^[835] ・被合併法人 ^[796] ・営業所等 ^[796] ・減価償却資産 ^[794] ・国税通則法 ^[792] ・国内源泉所得 ^[749] ・分割承継法人 ^[726] ・当該連結法人 ^[696] ・当該外国法人 ^[682] ・発行済株式等 ^[665] ・当該申告書 ^[585] ・被相続人 ^[576] ・地方公共団体 ^[571] ・同号イ ^[569] ・適格分割等 ^[487] ・修正申告書 ^[483] ・譲渡所得等 ^[469] ・本店所在地 ^[465] ・計算上損金 ^[456] ・外国法人税 ^[454] ・青色申告書 ^[451] ・当該居住者 ^[446] ・適格現物出資 ^[436] ・総所得金額 ^[408] ・完全支配関係 ^[407] ・当該適格合併 ^[397] ・同号ロ ^[389] ・外国関係法人 ^[350] ・一般株式等 ^[350] ・国土交通大臣 ^[329] ・公益法人等 ^[329] ・【中略】・その後同条 ^[1] ・こはく酸 ^[1] ・こはく製品 ^[1]
4	租税特別措置法 ^[1405] ・当該連結親法人 ^[1275] ・当該連結事業年度 ^[947] ・各連結事業年度 ^[759] ・被現物出資法人 ^[501] ・連結完全支配関係 ^[476] ・当該各事業年度 ^[448] ・法人税法施行令 ^[420] ・被合併法人等 ^[412] ・同項各号 ^[398] ・当該事業年度終了 ^[392] ・当該外国関係会社 ^[381] ・当該適格分割等 ^[356] ・特殊関係株主等 ^[325] ・金融商品取引法 ^[313] ・当該被相続

形態素 個数	抽出された用語 (注) { } 内は抽出回数
	<p>人^[286]・分割承継法人等^[277]・課税総所得金額^[227]・当該適格合併等^[224]・国外事業所等^[224]・当該非居住者^[219]・所得税法施行令^[218]・非上場株式等^[216]・当該事業年度開始^[210]・認定贈与承継会社^[203]・被現物分配法人^[203]・当該分割法人等^[200]・異常危険準備金^[196]・調整前連結税額^[192]・独立企業間価格^[189]・確定申告書等^[186]・連結確定申告書^[181]・各連結子法人^[180]・当該分割型分割^[172]・当該連結子法人^[168]・非課税適用申告書^[164]・【中略】・その後当該審査請求^[1]・すべて災害関連支出^[1]</p>
5	<p>金融商品取引業者等^[530]・部分対象外国関係会社^[354]・当該被合併法人等^[349]・当該分割承継法人等^[222]・部分対象外国関係法人^[210]・控除対象外国法人税^[177]・当該認定贈与承継会社^[162]・連結確定申告書等^[147]・特定受益証券発行信託^[145]・経営承継相続人等^[142]・特例受贈事業用資産^[140]・当該経営承継受贈者^[127]・対象非上場株式等^[127]・当該各連結事業年度^[126]・恒久的施設帰属所得^[121]・株式交換完全親法人^[118]・当該非課税適用申告書^[117]・株式移転完全子法人^[108]・前連結事業年度等^[106]・特定災害防止準備金^[95]・当該連結事業年度終了^[95]・連結親法人事業年度^[93]・退職年金等積立金^[92]・農業協同組合連合会^[90]・特例事業相続人等^[87]・特定退職金共済団体^[86]・当該林業経営相続人^[85]・当該各事業年度終了^[84]・有限責任事業組合契約^[82]・扶養控除等申告書^[80]・【中略】・ほか特定貸付農地等^[1]・あん摩マツサージ指圧師^[1]</p>
6	<p>当該金融商品取引業者等^[238]・海外投資等損失準備金^[202]・対象受贈非上場株式等^[156]・署名用電子証明書等^[142]・個別控除対象外国法人税^[138]・租税特別措置法施行令^[124]・当該部分対象外国関係会社^[118]・繰越税額控除限度超過額^[117]・当該経営承継相続人等^[111]・非課税口座内上場株式等^[107]・所有権移転外リース取引^[100]・ヘッジ対象資産等損失額^[100]・連結欠損金個別帰属額^[94]・農業経営基盤強化準備金^[92]・連結親法人事業年度開始^[88]・原子力発電施設解体準備金^[86]・当該対象非上場株式等^[70]・特定債券現先取引等^[68]・当該特例事業相続人等^[68]・当該特例受贈事業用資産^[67]・企業集団等所得課税規定^[66]・被相続人居住用家屋^[65]・投資事業有限責任組合契約^[64]・当該株式移転完全子法人^[64]・公募公社債等運用投資信託^[64]・【中略】中心市街地共同住宅供給事業^[1]・くじ引等及び当該くじ引等^[1]</p>
7	<p>未成年者口座内上場株式等^[131]・特定口座内保管上場株式等^[129]・分配時調整外国税相当額^[124]・当該対象受贈非上場株式等^[103]・揮発油軽中量車基準^[80]・当該特定無形資産国外関連取引^[77]・特例対象受贈非上場株式等^[74]・財産形成非課税住宅貯蓄申告書^[72]・金融子会社等部分適用対象金額^[62]・金融関係法人部分適用対象金額^[60]・地方事業所基準雇用者数^[59]・多世帯同居改修住宅借入金等^[52]・勤労者財産形成住宅貯蓄契約^[50]・金融子会社等部分課税対象金額^[45]・源泉徴収選択口座内配当等^[42]・当該特定廃棄物最終処分場^[42]・財産形成非課税住宅貯蓄申込書^[41]・当該特例経営承継相続人等^[40]・当該新事業開拓事業者等^[39]・金融関係法人部分課税対象金額^[37]・</p>

形態素 個数	抽出された用語 <small>(注) () 内は抽出回数</small>
	財産形成非課税年金貯蓄申告書 ^[37] ・大都市地域住宅等供給促進法 ^[36] ・【中略】・不適格退職金共済契約等 ^[1] ・ほか営農困難時貸付農地等 ^[1]
8	認定特定高度情報通信技術活用設備 ^[35] ・当該特定口座内保管上場株式等 ^[35] ・継続雇用者比較給与等支給額 ^[33] ・個別金融子会社等部分課税対象金額 ^[33] ・当該源泉徴収選択口座内配当等 ^[32] ・財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書 ^[30] ・当該特例対象受贈非上場株式等 ^[30] ・当該未成年者口座内上場株式等 ^[30] ・地方事業所特別基準雇用者数 ^[27] ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 ^[26] ・個別金融関係法人部分課税対象金額 ^[26] ・個別控除対象所得税額等相当額 ^[24] ・当該高齢者等居住改修工事等 ^[22] ・財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書 ^[19] ・金融商品取引業者等変更届出書 ^[18] ・当該特定受贈森林経営計画対象山林 ^[17] ・当該多世帯同居改修住宅借入金等 ^[17] ・分配時調整外国税相当額控除 ^[17] ・特定部分対象外国関係会社株式等 ^[16] ・【中略】・介護予防小規模多機能型居宅介護 ^[1] ・中小企業総合事業団法施行令 ^[1]
9	財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書 ^[78] ・財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書 ^[44] ・独立行政法人勤労者退職金共済機構 ^[43] ・非課税口座内上場株式等移管依頼書 ^[35] ・特定原子力施設炉心等除去準備金 ^[28] ・当該認定特定高度情報通信技術活用設備 ^[20] ・認定特定民間中心市街地活性化事業計画 ^[18] ・当該金融商品取引業者等変更届出書 ^[17] ・独立行政法人中小企業基盤整備機構法 ^[14] ・物納手続関係書類提出期限延長届出書 ^[13] ・当該継続雇用者比較給与等支給額 ^[12] ・特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 ^[11] ・当該個別金融子会社等部分課税対象金額 ^[11] ・担保提供関係書類提出期限延長届出書 ^[10] ・請求権等勘案保有株式等保有割合 ^[9] ・物納手続関係書類補完期限延長届出書 ^[9] ・未成年者口座非課税口座間移管依頼書 ^[9] ・【中略】・厚生年金保険給付調整積立金等資金 ^[1] ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ^[1]
10	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 ^[62] ・未成年者口座内上場株式等移管依頼書 ^[29] ・財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書 ^[20] ・財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書 ^[13] ・非関連者等支払再保険料合計額 ^[12] ・変更担保提供関係書類提出期限延長届出書 ^[11] ・特定口座内保管上場株式等移管依頼書 ^[10] ・救急医療等確保事業用資産取得未済残額 ^[9] ・出国口座内保管上場株式等移管依頼書 ^[9] ・当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画 ^[8] ・特定目的信託分配時調整外国税相当額 ^[6] ・特定目的会社分配時調整外国税相当額 ^[6] ・特定投資信託分配時調整外国税相当額 ^[6] ・認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画 ^[5] ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画 ^[5] ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者 ^[5] ・【中略】・単体特定原子力施設炉心等除去準備金 ^[1] ・介護予防認知症対応型通所介護等並ひ ^[1]
11	源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書 ^[21] ・源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書 ^[10] ・認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 ^[9] ・当該地方活力向上

形態素 個数	抽出された用語 (注) () 内は抽出回数
	地域等特定業務施設整備計画 ⁽⁶⁾ ・当該救急医療等確保事業用資産取得未済残額 ⁽⁵⁾ ・ 当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者 ⁽⁴⁾ ・当該出国口座内保管上場株式 等移管依頼書 ⁽⁴⁾ ・当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画 ⁽³⁾ ・当該変更担保 提供関係書類提出期限延長届出書 ⁽³⁾ ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⁽³⁾ ・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システム ⁽²⁾ ・独立行政法人国立重度 知的障害者総合施設のぞみ ⁽²⁾ ・恒久的施設管理株式会社交換完全支配親法人株式 ⁽²⁾ ・連 結子法人超過利子額事業年度等開始日 ⁽¹⁾ ・【中略】・子育て世帯臨時特例給付金給付 事業費補助金 ⁽¹⁾ ・出国口座内保管上場株式等移管依頼書並び ⁽¹⁾
12	当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 ⁽²⁴⁾ ・当該源泉徴収選択口座内 配当等受入開始届出書 ⁽¹¹⁾ ・当該源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書 ⁽⁴⁾ ・被合 併法人等超過利子額事業年度等開始日 ⁽¹⁾ ・当該連結子法人超過利子額事業年度等開 始日 ⁽¹⁾
13	当該被合併法人等超過利子額事業年度等開始日 ⁽¹⁾
14	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金 ⁽²⁾

【別表3】除外された用語等（抜粋）

形態素 個数	除外された用語等 (注) () 内は抽出回数
1	<p>の^[328808]・第^[177565]・に^[175531]・を^[102613]・、^[102561]・十^[89593]・項^[82006]・。^[71673]・た^[61614]・ 条^[60912]・二^[60284]・と^[58892]・一^[56814]・(^[56186])^[55901]・が^[51037]・は^[48681]・又^[40688]・ 三^[38910]・号^[36186]・で^[34990]・場合^[34609]・において^[33418]・四^[29442]・その^[27728]・係^[27119]・ 六^[26507]・もの^[26196]・及び^[25263]・五^[24554]・ある^[23739]・て^[23083]・七^[22651]・掲^[21706]・ 定める^[21377]・」^[21039]・「^[21032]・により^[20771]・する^[20339]・八^[19264]・いう^[17007]・日^[16497]・ さ^[15497]・こと^[14812]・から^[14516]・この^[14163]・百^[13774]・九^[13447]・以下^[12991]・れ^[12509]・ 者^[12169]・ない^[11921]・し^[10131]・について^[9872]・による^[9711]・まで^[9379]・その他^[8664]・ 若しくは^[8269]・同じ^[8214]・れる^[7895]・含む^[7679]・における^[7487]・あつ^[7423]・年^[7328]・ いる^[7207]・受け^[7173]・として^[7064]・うち^[6811]・除^[6796]・とき^[6223]・限^[6079]・次^[5902]・ に^[5902]・関^[5860]・する^[5860]・受^[5813]・ける^[5813]・【中略】・か^[1]・か^[1]・か^[1]・か^[1]・あ^[1]・あ^[1]・あ^[1]・あ^[1]</p>
2	<p>規定^[39692]する^[39692]・該^[6514]・当^[6514]・算^[5071]・計^[5071]・算^[5071]・し^[5071]・準^[4806]・用^[4806]・す^[4806]・る^[4806]・相^[4762]・当^[4762]・算^[4762]・し^[4762]・控^[2485]・除^[2485]・し^[2485]・ 記^[2418]・載^[2418]・し^[2418]・提^[2215]・出^[2215]・し^[2215]・適^[1976]・用^[1976]・す^[1976]・る^[1976]・取^[1945]・得^[1945]・し^[1945]・提^[1256]・出^[1256]・す^[1256]・ 経^[1244]・過^[1244]・す^[1244]・る^[1244]・該^[1236]・当^[1236]・し^[1236]・適^[1098]・用^[1098]・す^[1098]・る^[1098]・計^[881]・算^[881]・す^[881]・る^[881]・供^[872]・し^[872]・算^[790]・入^[790]・す^[790]・る^[790]・ 対^[744]・応^[744]・す^[744]・る^[744]・除^[697]・し^[697]・有^[653]・し^[653]・確^[651]・定^[651]・し^[651]・加^[573]・算^[573]・し^[573]・開^[546]・始^[546]・し^[546]・添^[543]・付^[543]・し^[543]・ 死^[527]・亡^[527]・し^[527]・経^[526]・過^[526]・し^[526]・締^[514]・結^[514]・し^[514]・取^[470]・得^[470]・す^[470]・る^[470]・控^[467]・除^[467]・す^[467]・る^[467]・算^[420]・入^[420]・し^[420]・ 納^[405]・付^[405]・す^[405]・る^[405]・発^[344]・行^[344]・し^[344]・保^[342]・存^[342]・し^[342]・改^[331]・正^[331]・す^[331]・る^[331]・作^[310]・成^[310]・し^[310]・支^[307]・出^[307]・し^[307]・移^[291]・ 転^[291]・し^[291]・算^[289]・出^[289]・し^[289]・移^[285]・転^[285]・す^[285]・る^[285]・合^[283]・計^[283]・し^[283]・経^[282]・由^[282]・し^[282]・譲^[277]・渡^[277]・し^[277]・減^[276]・算^[276]・し^[276]・ 納^[255]・付^[255]・し^[255]・終^[249]・了^[249]・し^[249]・起^[228]・算^[228]・し^[228]・指^[226]・定^[226]・す^[226]・る^[226]・協^[224]・議^[224]・し^[224]・区^[221]・分^[221]・し^[221]・ 受^[213]・理^[213]・し^[213]・使^[213]・用^[213]・す^[213]・る^[213]・交^[213]・付^[213]・し^[213]・保^[211]・有^[211]・す^[211]・る^[211]・発^[210]・生^[210]・し^[210]・通^[203]・知^[203]・し^[203]・ 減^[198]・額^[198]・し^[198]・通^[197]・知^[197]・す^[197]・る^[197]・解^[191]・散^[191]・し^[191]・【中略】・主^[1]・宰^[1]・し^[1]・主^[1]・催^[1]・し^[1]・中^[1]・止^[1]・す^[1]・る^[1]・り^[1]・患^[1]・し^[1]</p>
3	<p>当^[156]・該^[156]・計^[156]・算^[156]・し^[156]・基^[123]・因^[123]・し^[123]・基^[115]・因^[115]・す^[115]・る^[115]・区^[49]・分^[49]・所^[49]・有^[49]・す^[49]・る^[49]・当^[47]・該^[47]・ 控^[47]・除^[47]・し^[47]・当^[45]・該^[45]・譲^[45]・渡^[45]・し^[45]・当^[33]・該^[33]・死^[33]・亡^[33]・し^[33]・常^[33]・時^[33]・使^[33]・用^[33]・す^[33]・る^[33]・当^[28]・該^[28]・加^[28]・算^[28]・し^[28]・常^[25]・時^[25]・ 雇^[25]・用^[25]・す^[25]・る^[25]・当^[21]・該^[21]・該^[21]・当^[21]・す^[21]・る^[21]・当^[21]・該^[21]・合^[21]・計^[21]・し^[21]・当^[20]・該^[20]・区^[20]・分^[20]・し^[20]・ 当^[18]・該^[18]・確^[18]・定^[18]・す^[18]・る^[18]・当^[16]・該^[16]・受^[16]・理^[16]・し^[16]・当^[16]・該^[16]・取^[16]・得^[16]・し^[16]・当^[15]・該^[15]・減^[15]・額^[15]・し^[15]・ 当^[14]・該^[14]・経^[14]・過^[14]・す^[14]・る^[14]・当^[13]・該^[13]・控^[13]・除^[13]・す^[13]・る^[13]・当^[10]・該^[10]・留^[10]・保^[10]・し^[10]・ 直^[9]・接^[9]・従^[9]・事^[9]・す^[9]・る^[9]・当^[9]・該^[9]・認^[9]・定^[9]・し^[9]・当^[9]・該^[9]・相^[9]・当^[9]・す^[9]・る^[9]・当^[9]・該^[9]・廢^[9]・止^[9]・し^[9]・ 除^[8]・却^[8]・し^[8]・当^[8]・該^[8]・移^[8]・入^[8]・し^[8]・当^[8]・該^[8]・着^[8]・陸^[8]・し^[8]・当^[8]・該^[8]・取^[8]・得^[8]・す^[8]・る^[8]・常^[8]・時^[8]・勤^[8]・務^[8]・す^[8]・る^[8]・ 永^[7]・住^[7]・帰^[7]・国^[7]・し^[7]・当^[7]・該^[7]・確^[7]・定^[7]・し^[7]・当^[7]・該^[7]・支^[7]・出^[7]・す^[7]・る^[7]・分^[7]・取^[7]・す^[7]・る^[7]・間^[6]・繼^[6]・続^[6]・し^[6]・ 直^[6]・接^[6]・供^[6]・し^[6]・当^[6]・該^[6]・算^[6]・入^[6]・し^[6]・当^[6]・該^[6]・完^[6]・了^[6]・す^[6]・る^[6]・協^[6]・力^[6]・援^[6]・助^[6]・し^[6]・移^[5]・換^[5]・す^[5]・る^[5]・当^[5]・該^[5]・離^[5]・陸^[5]・し^[5]・ 当^[5]・該^[5]・該^[5]・当^[5]・し^[5]・当^[5]・該^[5]・経^[5]・過^[5]・し^[5]・当^[5]・該^[5]・移^[5]・管^[5]・し^[5]・よ^[5]・当^[5]・該^[5]・減^[5]・算^[5]・し^[5]・当^[5]・該^[5]・炭^[5]・灰^[5]・し^[5]・ 弁^[5]・識^[5]・す^[5]・る^[5]・先^[5]・だ^[5]・つ^[5]・て^[5]・徴^[5]・収^[5]・す^[5]・る^[5]・陳^[4]・腐^[4]・化^[4]・し^[4]・【中略】・以^[1]・降^[1]・連^[1]・続^[1]・し^[1]・そ^[1]・の^[1]・後^[1]・納^[1]・付^[1]・す^[1]・る^[1]</p>
4	<p>計^[61]・算^[61]・上^[61]・控^[61]・除^[61]・す^[61]・る^[61]・計^[29]・算^[29]・上^[29]・控^[29]・除^[29]・し^[29]・合^[24]・併^[24]・後^[24]・存^[24]・続^[24]・す^[24]・る^[24]・ 開^[5]・始^[5]・以^[5]・後^[5]・約^[5]・定^[5]・し^[5]・法^[5]・律^[5]・上^[5]・帰^[5]・属^[5]・す^[5]・る^[5]・遂^[4]・行^[4]・上^[4]・発^[4]・生^[4]・し^[4]・計^[2]・算^[2]・上^[2]・支^[2]・出^[2]・し^[2]・相^[2]・当^[2]・程^[2]・度^[2]・集^[2]・積^[2]・し^[2]・ 直^[1]・接^[1]・基^[1]・因^[1]・し^[1]・生^[1]・存^[1]・中^[1]・支^[1]・給^[1]・す^[1]・る^[1]・業^[1]・務^[1]・上^[1]・記^[1]・録^[1]・し^[1]</p>
5	<p>適^[5]・格^[5]・繼^[5]・続^[5]・預^[5]・入^[5]・等^[5]・す^[5]・る^[5]・当^[1]・該^[1]・合^[1]・併^[1]・後^[1]・存^[1]・続^[1]・す^[1]・る^[1]</p>

【資料 1】 政令委任規定の突合に用いた Python アプリ

```

1  from tkinter import filedialog, messagebox
2  import re
3  import datetime
4
5  # 処理結果の保存領域
6
7  stack1 = []
8  stack2 = []
9  counter1 = 0
10 counter2 = 0
11 counter3 = 0
12 counter4 = 0
13 counter5 = 0
14
15 # 処理対象の法文データの指定・読み込み
16
17 messagebox.showinfo("突合アプリ","法律データを指定して下さい。")
18
19 typ = [('テキストファイル','*.txt')]
20 directory = "C:/Users/bigtr/Desktop/法令分析 R030314/ダウンロードアプリ/"
21 filename1 = filedialog.askopenfilename(filetypes = typ,
22                                     initialdir = directory)
23 messagebox.showinfo("突合アプリ","政令データを指定して下さい。")
24 filename2 = filedialog.askopenfilename(filetypes = typ,
25                                     initialdir = directory)
26
27 dt_start = datetime.datetime.now()
28
29 with open(filename1,"r",encoding = "shift_jis") as f1:
30     lines1 = f1.readlines()
31
32 with open(filename2,"r",encoding = "shift_jis") as f2:
33     lines2 = f2.readlines()
34
35 print(filename1 + "/" + filename2)
36 print(dt_start)
37
38 # 受任規定の抽出処理
39
40 converter1 = {"":1,"一":1,"二":2,"三":3,"四":4,"五":5,"六":6,"七":7,"八":8,"九":9}
41 converter2 = {"0": " 0","1": " 1","2": " 2","3": " 3","4": " 4","5": " 5","6": " 6",

```



```

87         r'(ただし書|本文)?*' +
88         r'( (.) )?' +
89         r'に規定する政令で定める)',pair[1])
90     if len(matching_list_1) >= 1:
91         matching_list_2 = re.finditer(r'((法第[一二三四五六七八九十百]+条' +
92             r'の[一二三四五六七八九十百]+)' +
93             r'(第[一二三四五六七八九十百]+項)?' +
94             r'(第[一二三四五六七八九十百]+号' +
95             r'の[一二三四五六七八九十百]+)' +
96             r'([イロハニホヘトチリヌルヲワカ])?' +
97             r'(ただし書|本文)?' +
98             r'(((及び|又は|、)' +
99             r'(第[一二三四五六七八九十百]+項)?' +
100            r'(第[一二三四五六七八九十百]+号' +
101            r'の[一二三四五六七八九十百]+)' +
102            r'([イロハニホヘトチリヌルヲワカ])?' +
103            r'(ただし書|本文)?*' +
104            r'( (.) )?' +
105            r'に規定する政令で定める)',pair[1])
106     for occurrence in matching_list_2:
107         counter4 += 1
108         stack2.append([normalize(occurrence.group(2),pair[0]),
109             pair[0],
110             pair[1][:occurrence.start()] +
111             " [" + occurrence.group() + "]" +
112             pair[1][occurrence.end():].replace("\n","")])
113
114 # 受任規定の重複を調整し、辞書登録する処理
115
116 stack2.sort()
117 article_dict = {}
118 former_article = stack2[0][0]
119 buffer = []
120 for item in stack2:
121     if item[0] == former_article:
122         buffer.append(item[1])
123     else:
124         counter5 += 1
125         article_dict[former_article] = buffer
126         former_article = item[0]
127         buffer = [item[1]]
128 counter5 += 1
129 article_dict[former_article]=buffer
130
131 # 委任規定の抽出・突合処理

```

```

132
133 for line in lines1:
134     pair = line.split(sep = "¥t",maxsplit = 1)
135     matching_list_3 = re.findall(r'政令で定める',pair[1])
136     if len(matching_list_3) >= 1:
137         matching_list_4 = re.finditer(r'政令で定める',pair[1])
138         for occurrence in matching_list_4:
139             counter1 += 1
140             # 上段・下段の識別は不要なため削除
141             adjusted_key = pair[0].replace("上段","").replace("下段","")
142             if adjusted_key in article_dict:
143                 counter2 += 1
144                 stack1.append([pair[0],
145                               pair[1][:occurrence.start()] +
146                               "【" + occurrence.group() + "】" +
147                               pair[1][occurrence.end():].replace("¥n",""),
148                               article_dict[adjusted_key]])
149             else:
150                 matching_list_5 = re.fullmatch(r'.*[条一二三四五六七八九十百] 1' +
151                                                r'[一二三四五六七八九十百の]*' +
152                                                r'[イロハニホヘトチリヌルヲワカ]?',adjusted_key)
153                 if matching_list_5 is not None:
154                     readjusted_key = adjusted_key.replace(" 1 ","")
155                     if readjusted_key in article_dict:
156                         counter2 += 1
157                         stack1.append([pair[0],
158                                       pair[1][:occurrence.start()] +
159                                       "【" + occurrence.group() + "】" +
160                                       pair[1][occurrence.end():].replace("¥n",""),
161                                       article_dict[readjusted_key]])
162                     else:
163                         counter3 += 1
164                         stack1.append([pair[0],
165                                       pair[1][:occurrence.start()] +
166                                       "【" + occurrence.group() + "】" +
167                                       pair[1][occurrence.end():].replace("¥n",""),
168                                       ["該当なし"]])
169                 else:
170                     counter3 += 1
171                     stack1.append([pair[0],
172                                   pair[1][:occurrence.start()] +
173                                   "【" + occurrence.group() + "】" +
174                                   pair[1][occurrence.end():].replace("¥n",""),
175                                   ["該当なし"]])
176

```

```
177 # 突合結果の出力処理
178
179 i = 0
180 for item in stack1:
181     i += 1
182     print(("0000" + str(i))[-4:], item)
183
184 print("処理法律条文数： " + str(counter1))
185 print(" うち該当件数： " + str(counter2))
186 print(" うち該当なし件数： " + str(counter3))
187 print("処理政令条文数： " + str(counter4))
188 print(" うち辞書登録件数： " + str(counter5))
189
190 dt_end = datetime.datetime.now()
191 print(dt_end,"[",dt_end - dt_start,")")
```



```

42         stack[0].append(token.surface)
43     else:
44         # 上記の名詞等以外の形態素については
45         # その直前で法令用語の終わりともみならず
46         if words != "":
47             counter[count] += 1
48             stack[count].append(words)
49             words = ""
50             count = 0
51             counter[0] += 1
52             stack[0].append(token.surface)
53     if words != "":
54         counter[count] += 1
55         stack[count].append(words)
56     return()
57
58 typ = ['テキストファイル', '*.txt']
59 directory = "C:/Users/bigtr/Desktop/法令分析 R030314/"
60 filename = filedialog.askopenfilename(filetypes = typ,
61                                     initialdir = directory)
62 dt_start = datetime.datetime.now()
63
64 with open(filename, "r", encoding = "shift_jis") as f:
65     lines = f.readlines()
66
67 print(filename)
68 print(dt_start)
69 for line in lines:
70     pair = line.split(sep="¥t", maxsplit=1)
71     parse(pair[1])
72 for wordlist in stack:
73     temp_set = set(wordlist)
74     temp_list = list(temp_set)
75     temp_list.sort()
76     wordlists.append(temp_list)
77 for wordlist in wordlists:
78     wordcounter.append(len(wordlist))
79
80 print(counter)
81 print(wordlists)
82 print(wordcounter)
83
84 dt_end = datetime.datetime.now()
85 print(dt_end, "[", dt_end - dt_start, "]")

```